

市内商店街に出店をお考えの方へ

空き店舗活用促進事業補助金

東大阪市内の商店街の空き店舗で、新たに開業される方に対する補助金の申請受付を開始します。

申請期間

令和7年5月1日（木）～令和8年2月20日（金）（申請先着順）

補助対象事業者

空き店舗を活用して、店舗の開設を予定している個人創業者・事業者（個人及び法人）

補助額

補助対象経費の2分の1または80万円のいずれか低い額（ただし、今年度の本市予算額を上限とします。）

補助対象経費

店舗開業前の改装費（店舗の附属設備とならない備品、消耗品等の購入経費は除く。また、業者等に発注せず、申請者自身等が資材等を準備し改装した場合の費用は除く。）

対象事業

- ・ 織物、衣服、身の回り品や飲食料品、機械器具などの小売業
- ・ 飲食店
- ・ 持ち帰り、配達飲食サービス業
- ・ 洗濯、理容、美容業
- ・ 教育、学習支援業
- ・ 医療業など



※市内商店街の空き店舗に限ります。

（商店街内の店舗かどうかは**事前**にご相談ください。）

※店舗開業前で、かつ改装工事着手前に補助金の**事前届**が必要です。

※その他補助要件等詳細については東大阪市内商業課Webページに掲載します。

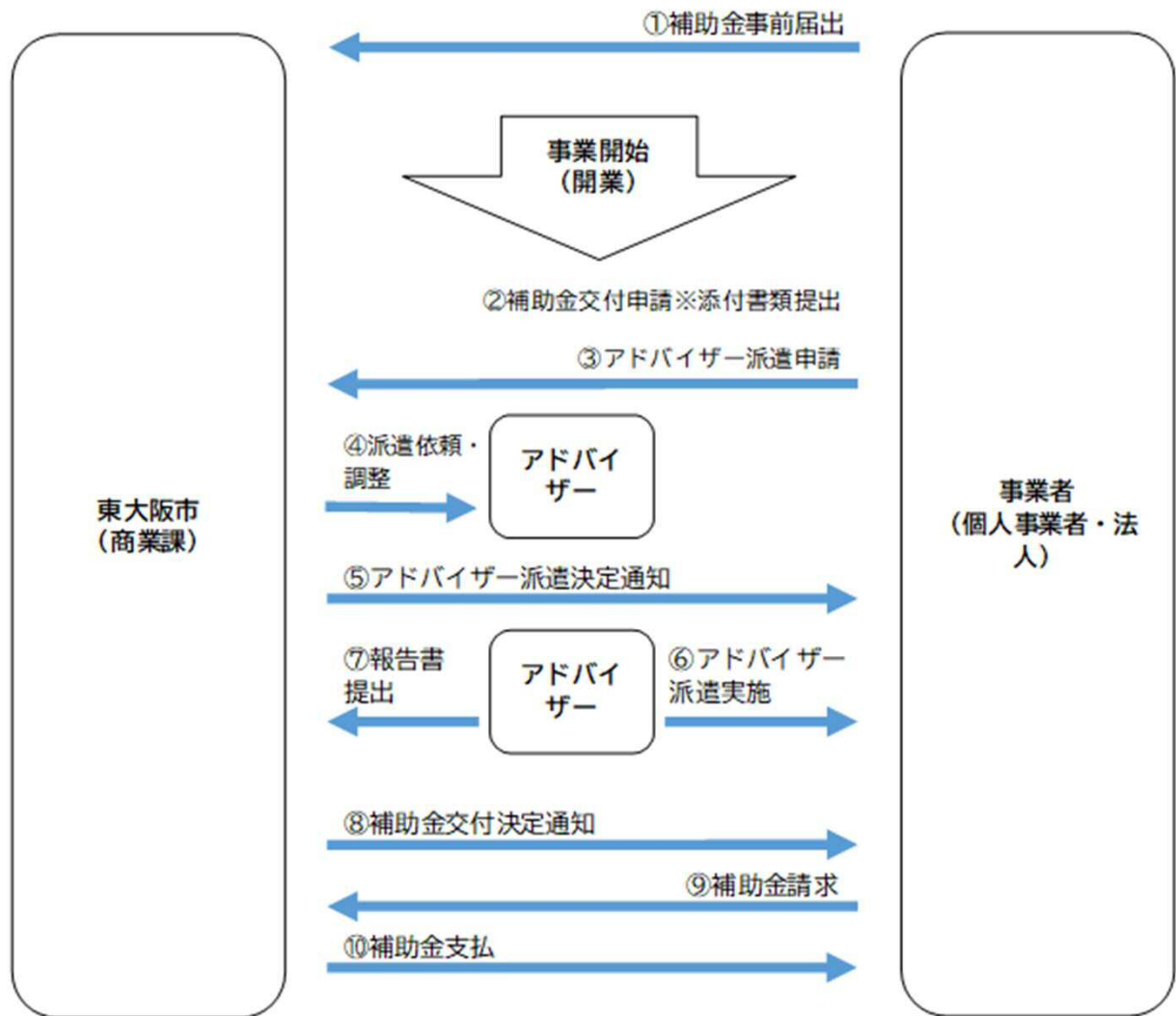
【お問い合わせ先】

東大阪市内都市魅力産業スポーツ部商業課

TEL 06-4309-3176 FAX 06-4309-3846

Mail: shogyo@city.higashiosaka.lg.jp

補助金申請の流れ



確認チェックシート

※下記全ての項目に該当する場合は支援対象の可能性あり

- ☐ 店舗開設予定地が、東大阪市内の商店街の範囲内にある空き店舗（3カ月以上空き店舗の状態）で、通りに面した物件である
- ☐ 空き店舗を改装して、新しく店舗を開設する
- ☐ 活用する空き店舗は、賃貸借物件である
- ☐ 始める事業の業種が、小売業や飲食業などである（詳細は市ウェブサイト参照）
- ☐ 今まで事業を営んでいない新規創業の方は、事業を始めるにあたり、金融機関からの融資を受ける予定がある
- ☐ 新たに始めるお店について、週5日以上かつ1日6時間以上の営業を考えている
- ☐ 新たに始める事業に必要な資格等を有している
- ☐ 市税を滞納していない